

通信運搬費(電話及び電子メール)の取扱いについて

種別	要件	助成対象となる経費	助成対象とならない経費	必要書類
専用回線	携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・月額利用料(基本料金) ・メール利用基本料 ・通話料金 ・メール利用料金(パケット代) ・ユニバーサルサービス利用料金 ・オプション料金のうち、事業に必要と認められるもの(キャッチホン、留守番電話、転送電話等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・機種代金 ・新規契約料金 ・事務手数料 ・WEB等閲覧料金(パケット代) ・解約手数料 ・オプション料金のうち事業に必要と認められないもの(カーナビ利用料金、他) ・公衆無線LANサービス利用料金 ・アプリケーション利用料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書(名義等の確認) ・通話先がわかる利用料金の明細 ・メールの主な送付先がわかる書類 ・関係先の電話番号・メールアドレス簿
	固定電話	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料 ・通話料 ・ユニバーサルサービス利用料金 ・オプション料金のうち、事業に必要と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器代金 ・施設設置負担金(電話加入権) ・回線工事料 ・オプション料金のうち、事業に必要と認められないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書(名義等の確認) ・通話先のわかる利用料金の明細 ・関係先の電話番号簿
	パソコンによるメール	<ul style="list-style-type: none"> ①月額利用料全額 ②変額制の場合 ・メール利用料金(事業分のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器代金 ・施設設置負担金(電話加入権) ・回線工事料 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書 ・料金の明細 ・メールの主な送付先がわかる書類 ・関係先のメールアドレス簿
種別	概要			
専用回線以外	携帯電話	原則、対象としない。 事業のために利用したことが明確な場合は当該通話等に係る費用を対象とする。		
	固定電話	原則、対象としない。 事業のために利用したことが明確な場合は当該通話等にかかる費用を対象とする。 FAXについても同様に原則助成対象としないが、送信先明細(送信履歴)と料金明細により、事業に要した費用の額が確認できる場合に限り助成対象とする。		
	パソコンによるメール	原則、助成対象としない。 事業のために利用した費用が明確に確認できる場合は対象とする。		

※いずれも対象認定組合等が通信事業者等と直接法人契約を締結する場合に限って助成対象とする。